

志茂まちづくり協議会規約

平成 18 年 7 月 23 日
改正 平成 20 年 11 月 12 日
改正 平成 25 年 6 月 20 日

名称

第 1 条 本会は、「志茂まちづくり協議会」と称する。

目的

第 2 条 本会は、志茂地区の防災性能と居住環境の向上を図り、安全で住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

活動

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) まちづくりに必要な調査、研究及び勉強会に関すること。
- (2) 地域のまちづくり意識を高めるための広報等に関すること。
- (3) その他まちづくりに関すること。

会員

第 4 条 本会は、第 2 条の目的に賛同するものを会員とする。

役員

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名

役員を選任

第 6 条 役員は、総会において選任する。

2 役職は、役員の間選により決定する。

第 7 条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の運営に必要な会務を担当する。

役員任期

第 8 条 役員任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

相談役

第9条 本会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、本会に必要な助言等を行う。
- 3 相談役の選任及び任期は、役員に準ずる。

会議

第10条 会議は総会、役員会及び定例会とし、必要に応じて、臨時会及び部会を開くことができる。

(1) 総会は、毎年1回開催する。

(2) 役員会及び定例会は、原則として2ヶ月に1回開催する。

2 総会及び役員会(臨時会を含む)は、役員の過半数の出席により成立し、その議事は、出席者の過半数で決する。

事務局

第11条 本会の事務局は、北区まちづくり部まちづくり推進課とする。

その他

第12条 規約に定めのない事項及び本会の運営に必要な事項は、役員会で定める。

付 則 (平成18年7月23日)

この規約は、平成18年7月23日から実施する。

付 則 (平成20年11月12日)

1 この規約は、平成20年11月12日から実施する。

2 平成20年11月12日に選任された役員及び相談役の任期は、第8条及び第9条第3項の規定にかかわらず、平成21年6月30日までとする。

付 則 (平成25年6月20日)

この規約は、平成25年6月20日から実施する。